



資料1 みやき町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づくみやき町次世代育成支援地域行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、それを推進するに当たり、地域における子育て及び子育て支援活動地域における次世代育成支援対策への幅広い意見を反映させるため、法第21条第1項の規定に基づくみやき町次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (3) 次世代育成支援対策の推進に関し必要な措置の協議に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子育て支援に関係する者
- (2) 福祉、保健・医療又は教育等次世代育成支援に関係する者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、所掌事項に関し必要があると認められるときは、会議に委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、民生部福祉課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年7月3日告示第53号)

この告示は、平成18年7月3日から施行する。

資料2 みやき町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

(敬称略)

氏名	役職	分野
会長 大塚 香	みやき町民生児童委員会 主任児童委員代表	福祉関係
楠田 佳織	みやき町母子保健推進委員代表	保健関係
志藤 悦子	みやき町学童保育指導員	子育て支援関係
於保 美代子	みやき町手をつなぐ育成会（親の会）代表	子育て支援関係
副会長 立川 光俊	みやき町内幼稚園代表（園長）	子育て支援関係
加茂 秀文	みやき町立保育園代表（園長）	子育て支援関係
西牟田 計弘	みやき町社会福祉協議会代表	子育て支援関係
河野 實	みやき町青少年サポート隊代表	子育て支援関係
嬉野 善樹	みやき町老人クラブ連合会代表	その他町長が必要と認める者
原野 奈保子	みやき町婦人会連合会代表	その他町長が必要と認める者
大坪 春美	みやき町教育委員会 教育長	教育関係
上林 悦子	みやき町保健課 保健師代表	保健関係

みやき町次世代育成支援後期行動計画

発行年月 平成 22 年 3 月

発行者 佐賀県 みやき町

〒849-0101

佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀 1043 番地

TEL (0942) 94-5724 FAX (0942) 94-5720
